

機器管理費率補正係数の計上について

令和2年8月改正の神奈川県企業庁 電気・機械工事標準積算基準書における、機器の移設を伴う機器管理費率補正係数の計上方法について下記のとおり補足する。

【機器管理費率補正係数】

第Ⅱ編 電気通信設備工事

1-4-2-4

(6) 機器管理費率補正係数

ア 機器の製作と据付をあわせて行うもののみの場合は機器管理費率補正係数を1.0 とする。

イ 機器の製作のみ行う場合、または、据付のみ行う場合は、機器管理費率補正係数を0.5 とする。

ウ 機器の移設を行う場合は、機器管理費率補正係数を0.5 とする。

エ 上記のア、イ、ウが混在する場合は、次式により補正係数を求める。

$$\text{機器管理費率補正係数} = \frac{E1 + (E2 + E3 + E4) \times 0.5}{E}$$

E : 対象額 (E1 + E2 + E3 + E4)

E1 : 製作と据付を行う機器単体費の合計

E2 : 製作のみ行う機器単体費の合計

E3 : 据付のみ行う機器単体費の合計

E4 : 移設のみ行う機器単体費の合計

オ 機器管理費率補正係数は小数点以下第3位を四捨五入し2位止めとする。また、機器管理費率に機器管理費率補正係数を乗じたものも小数点以下第3位を四捨五入し2位止めとする。

【補足事項】

ア 移設のみ行う機器単体費とは、別途工事で設置された機器であり、原則この価格には設計時の価格を適用する。また、当該工事の機器管理費の対象額となるが、請負工事費に含めないものとする。

イ 機器の移設を行う場合、若しくは、機器の製作、据付、移設のうち、2つ以上の要素が混在する場合は、積算システムへ補正率、及び“移設のみ行う機器単体費”の合計を経費画面において直接入力する。

ウ 積算システムにおける「移設のみ行う機器単体費」の計上方法については、未登録単価(TJ*****)に当該費用を登録し、管理費区分を「全間接費の対象外」、資源区分を「支給品(機器等)」としたうえで、支給品(機器)の内訳書に計上する。

なお、当該未登録単価の登録時には、摘要欄に「移設のみ対象」と明記するものとする。

エ 設計時の価格が不明な場合は、類似品の価格や現在の価格に対する物価指数などを勘案し適切な価格を算定するものとする。